

仕様書

1 業務の名称

令和元年度「仲卸業者の労働環境整備モデル支援事業」委託業務

2 業務の目的

市場を経由した安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給には仲卸業者の経営力強化が不可欠であるが、近年従業員の高齢化や雇用情勢の変化による新規就労者の減少など労働力の確保が困難な状況となっている。

本業務は、仲卸業者に対して、市場ならではの労働環境に合わせた労務関連規定の整備や労働環境の改善、生産性の向上に向けた取組をモデル実施するとともに、事例集として取りまとめ、配布することにより、仲卸業者が実施する労働力確保に資する取組を支援するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

4 履行場所

市が指定した場所

5 業務内容

仲卸業者（4社程度）に対し、以下の業務を実施する。

(1) 現状労働環境診断

仲卸業者に対して、現場視察、インタビューを行い、労働環境について診断レポートを作成する。

(2) 改善指導コンサルティング

ア 研修会の実施（各社1回）

働き方改革関連法の概要及び働き方の意識改革についての研修を実施する。

イ 適切な労働環境の構築に向けた仕組みづくり

仲卸業者従業員の職務内容ごとに労働条件（労働時間、休日、賃金）を整理し、勤怠管理の仕組みづくりを行う。

また、労働生産性向上に向けた改善計画を策定する。

ウ 労働関連規定等の整備

就業規則及び各種規定の制定又は見直しを行うとともに労務関連の帳票類を作成する。

エ 進捗管理

労務管理の定着及び改善計画の推進に向け、進捗状況の管理を行う。

(3) 事例集制作

上記業務で実施した内容を基に、仲卸業者ならではの「働き方改革」への対応に対する課題解決に向けた事例集を作成する（36ページ程度（表紙、裏表紙含む）を想定）。

6 成果物

- (1) 報告書 印刷文書 1部、電子データ
- (2) 事例集 印刷文書 1部、電子データ
- (3) その他京都市が必要とする書類等

7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うものとする。
- (2) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力するものとする。
- (3) 本業務を通じて発生した著作権、特許権及び所有権等の権利は、全て京都市に帰属するものとする。また、京都市は、成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (4) 本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務遂行に疑義が生じた場合については、京都市の指示に従うものとする。